○大月市立地適正化計画における居住誘導区域の変更について

平成30年3月に策定した大月市立地適正化計画において、住宅等の立地の適正化を図るため、居住を誘導すべき区域を設定していますが、この居住誘導区域における一層の安全性の確保や頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」を推進するため区域の変更案を作成しましたので、市民の皆様のご意見等を募集します。

○概 要

国の方針(都市再生特別措置法、同施行令の改正)を受け、居住誘導区域から災害レッドゾーンを除く変更。

○意見募集期間

令和2年12月25日(金)~令和3年1月13日(水) ただし12月29日(火)~1月3日(日)は除く

○意見を提案できる方

- 1. 市内に住所を有する方
- 2. 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他団体
- 3. 市内に勤務する方
- 4. 市内の学校に在学する方
- 5. 市税の納税義務者
- 6. この計画に利害関係のある個人、法人、その他団体

○居住誘導区域の変更案の公表方法

- 1. 大月市ホームページ
- 2. まちづくり創生課への備付(閲覧)
- 3. 各出張所への備付(閲覧)

○意見の提出様式

- 1. 意見のタイトル「大月市立地適正化計画 居住誘導区域の変更案に対する意見」
- 2. 住所、氏名及び連絡先 意見書の様式は自由ですが、上の事項は必ず記入して下さい。

○意見の提出方法と提出先

次のいずれかの方法で提出してください。

1. 郵便、ファクシミリ、または電子メール

「郵送の場合」

T401-0015

大月市大月町花咲1608番地19

大月市役所 総務部 まちづくり創生課 まちづくり創生担当

「ファクシミリの場合」

FAX:0554-20-1533

「電子メールの場合」

machizukuri-19206@city.otsuki.lg.jp

2.まちづくり創生課に直接持参する。 大月市役所 総務部 まちづくり創生課 まちづくり創生担当(花咲庁舎1階)

○意見の取り扱い

- 1. お寄せいただいた意見に対する個別の回答はしません。
- 2. お寄せいただいた意見については、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えとともに公表します。
- 3. 記載していただいた住所、氏名等の個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。
- 4. 口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。
- 5. 意見書の提出者が不明な場合やご意見が記載されていない場合は、無効となるのでご注意ください。

○お問い合わせ先

総務部 まちづくり創生課 まちづくり創生担当

大月市大月町花咲1608番地19

ダイヤルイン:0554-20-1831 FAX:0554-20-1533